## 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく

## 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法、および女性活躍推進法に基づき、働き方を見直し、職員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図れるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和5年3月16日~令和6年3月15日までの1年間
- 2. 内 容

目標1: コロナウィルス以降、より一層変化する労働環境下において、職員が働き続けられるよう、各種の支援策(有給休暇の時間単位取得制度、未就学児童がいる世帯への看護休暇制度、傷病積立有給休暇制度、改正産前産後休業/育児休業制度、等々)を設けておりますが、その周知活動をすすめます。

目標2:女性職員の平均勤続年数や、10事業年度前及びその前後に採用された職員の継続雇用割合を男女別に把握し、離職率の低下を図るための各種施策の立案につなげます。

## 女性の活躍に関する情報

【労働者に占める女性の割合】 72%【役職者に占める女性の割合】 42%【有給休暇取得率】 83%

【10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された男女別の継続雇用割合】

男性: 46% 女性: 38%